

平成30年度減免制度のしおり

1. 減免制度の内容

本校では、2つの減免制度を設けております。（高等学校就学支援金は減免制度とは異なります。）

A) 授業料の減免

授業料については、まずは就学支援金制度を申請してください。（6月頃、3者面談時に申請書類を配布する予定です。）就学支援金制度に該当しない場合で、授業料の減免制度の対象になる可能性がある場合（下記③、④に該当する場合等）は事務室にご相談ください。

B) 諸会費の減免

諸会費（PTA会費・後援会費・施設設備費・生徒会費・空調費）のうち空調費以外の費用が免除されます。

【参考】支払い金額の内訳（1ヶ月分）

	PTA 会費	後援 会費	施設 設備費	生徒 会費	空調費	合計 (1ヶ月)	<u>(年間)</u>
通常	¥350	¥900	¥900	¥530	¥650	¥3,330	<u>(¥39,960)</u>
減免 対象者	¥0	¥0	¥0	¥0	¥650	¥650	<u>(¥7,800)</u>

2. 対象者

以下のような場合に減免制度の対象となります。

- ① 保護者全員の平成30年度の市町村民税所得割額が非課税（0円）
- ② 生活保護を受けている ※
- ③ 以下のような家計の変化により、非課税基準に該当する
 (ア) 保護者が死亡または、長期の傷病にかかった
 (イ) 保護者の失職、転職、離別による家計の急変
- ④ 保護者が天災その他不慮の災害を受けた
- ⑤ その他諸会費の納入が困難な者
 （児童扶養手当を定める額以上受給している、児童養護施設に入所しているなど）

3年生用

3. 申請に必要な書類

前記①, ②, ⑤に該当する方は、下記の書類が必要となります。

全員提出するもの

(ア) 諸会費減免申請書

家庭の状況に応じて下記のいずれか1点提出するもの

- (ア) 保護者全員の平成30年度[※]の非課税証明書のコピー
平成30年6月ごろから発行できるようになります！
- (イ) 生活保護受給証明書（受給証ではありません。）
- (ウ) 児童扶養手当受給証のコピー
（平成30年4月に受給していることがわかるもの）
- (エ) 施設の入所証明書または、児童委託証明書

※ 課税証明書については、就学支援金の申請にも使用しますので、コピーを取っておいてください。

前記③, ④に該当する方は家庭状況によって提出していただきたい書類が異なります。事務室までお申し出ください。

4. 提出期間・提出先

4月9日（月） ～ 6月15日（金）

事務室へ提出してください

※ 締め切りを過ぎますと、減免の開始月が遅れる場合があります。

審査の内容上、プライバシーに関する事項も質問させていただくことがありますが、適切な審査対応をおこなうために必要ですので、ご承知おきください。
諸会費・入学料免除申請により、ご提供いただいた個人情報については、以下のように取り扱いたします。

※ 保護者の方から提出していただいた書類から知り得た情報は、埼玉県立羽生実業高等学校における諸会費等の免除事業以外の利用を目的として使用しません。

【お問い合わせ先】 羽生実業高校 事務室
〒348-8502 埼玉県羽生市大字羽生323
TEL 048-561-0341 平日8:25~16:55